

インドネシア法制度整備支援 第20回本邦研修

国際協力部教官

佐々木 康平

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）インドネシア法制度整備支援プロジェクトに
関し、令和7年7月13日（日）から同月25日（金）（移動日を含む。）、インドネシアの裁判官15名を研修員として日本に招き、インドネシア法制度整備支援第20回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介するが、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見
であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

1 インドネシアでは、令和3年（2021年）10月から令和7年（2025年）9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。

本プロジェクトは、インドネシア最高裁判所（以下「インドネシア最高裁」という。）及び法務省法規総局をカウンターパートとして、ビジネス界における法的な予見可能性を改善するための人材育成を目的として実施されているものであり当部は、現地に派遣されている長期専門家と協力し、本邦研修を企画、運営するなどして、これを全面的に支援している。

本プロジェクトにおいて、インドネシア最高裁は、知的財産権に関する事件（以下「知財事件」という。）等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力の向上を目指し、本邦の裁判官出身の現地専門家と協力して、知財事件に関する裁判官向けの研修の計画立案及び実施並びに講師の育成や、知財事件に関する判決集（ケースブック）や手引書（ガイドブック）等の執務参考資料の作成活動を行っている。

2 本プロジェクトは、令和7（2025）年9月に終期を迎えるところ、翌10月以降に開始される予定の新規プロジェクト（以下「新プロジェクト」という。）では、知財事件に限定せず、より広くビジネス関連の民事事件全般について、判決書の質の向上や審理手続の改善等のテーマが取り上げられる予定である。そのため、本研修は、主に知財事件に特化して実施してきたプロジェクト活動における集大成となる本邦研修と位置付けられる¹。

¹ 令和5年5月及び令和6年10月に実施された本プロジェクト下におけるインドネシア最高裁との間の本邦研修の概要につき、坂本達也「インドネシア法整備支援 第15回本邦研修」ICD NEWS第97号（2023年12月号）139頁以下及び樋口瑠惟「インドネシア法制度整備支援 第18回本邦研修」ICD NEWS第101号109頁以下を参照されたい。

3 そのような本研修の位置付けや新規プロジェクトへの継続性、本プロジェクトの残りの期間で達成されるべき目標等を踏まえて、本研修では、「知財事件の解決手法」を研修全体のテーマに設定した。

具体的には、①知的財産高等裁判所、特許庁及び民間の裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）機関を訪問して、それらの機関における知財事件の解決手法を学ぶほか、②知財事件における判決書の在り方、③知的財産法の諸分野における判例の展開とその重要性、④知財事件における和解及び調停の在り方等のトピックを取り上げて講義等を実施することにより、裁判官向けの研修を担当する講師として必要かつ有用な知見や、執務参考資料の作成に必要かつ有用な知見の取得を目指すこととした。

本研修の参加者は、別添1のとおりであり、本研修の日程は、別添2のとおりである。

第3 研修の内容（日程順に記載する。）

1 導入講義

導入講義では、「日本における知的財産制度の概要」と題して、当職が、日本の知的財産法の主要な分野（特許法、商標法、意匠法、著作権法及び不正競争防止法等）について、権利発生の要件や不服申立て手続などについて概説したほか、日本の知的財産紛争処理制度について、日本の民事訴訟手続の審理イメージや、知財事件の管轄と審級等について概説した。

研修参加者からは、知的財産権の発生要件や手続面（不服申立て手段の種類や相違点等）などについて、多数の質問がされ、日本の知的財産制度及び裁判制度に関する強い関心がうかがわれた。また、日本の民事訴訟では、裁判官が心証を開示して和解勧告をする場合もあると説明をしたところ、研修参加者からは、インドネシアでは、裁判官が審理の途中で心証を開示することは一般的ではないという応答があり、日本との相違点を認識することができた。

2 講義「日本の判例・総論」

「日本の判例・総論」では、日本の民事判決の役割に関し、日本における判例の意義や判例の裁判実務への影響等について、当部の裁判官出身教官である志摩祐介教官による講義を実施した。

同講義により、日本の法律実務家が判例とその射程を意識して執務をしていることについて、研修参加者の理解を深めることができた。研修参加者は、判例と裁判例の違いなどについて積極的に質問をしていた。

3 講義「商標法と判例の展開」・「著作権法と判例の展開」

「商標法と判例の展開」及び「著作権法と判例の展開」では、平井佑希弁護士（桜坂法律事務所）を講師に迎え、研修参加者にとって関心の高い商標法と著作権法の分

野における日本の判例の展開について講義をしていただいた。

複数の具体的な商標が取り上げられ、商標権侵害が成立するか否かについて、平井弁護士と研修参加者との間の双方向的なやり取りを通じて議論が行われ、インドネシアで同様の事例が生じた場合にどのような判断をするかということについても、研修参加者から多くの意見が出された。また、弁護士の立場として、日本の著作権法の判例やその射程をどのように理解し、裁判実務において、どのように主張を組み立てていくか等について、詳細な分析を経た講義をしていただいた。どちらの講義も双方向的なやり取りを取り入れた形態で実施されたため、研修参加者は、講義に非常に集中しており、理解もより深まったと思われる。

4 講義「知財紛争における損害算定と判例の展開」

「知財紛争における損害算定と判例の展開」では、元知的財産高等裁判所所長の高部真規子弁護士（西村あさひ法律事務所）を講師に迎え、知財紛争における損害算定という高度に専門的かつ実務的なテーマについて、講義をしていただいた。

侵害論の争点整理を終えて裁判所から侵害の心証が開示された場合にのみ、損害論の主張立証に進むという「二段階審理」と呼ばれる日本の裁判所の審理運営上の工夫があることなどを紹介していただき、知財紛争において極めて重要なテーマである損害算定の考え方について、条文に即して、その趣旨を説明いただくとともに、重要な判例についても取り上げていただいた。知財紛争における損害の算定は複雑なものであるが、高部弁護士には、研修参加者からの質問に明快に答えていただき、損害算定の考え方について、研修参加者の理解が深まったと思われる。

5 ビジネスコート訪問

ビジネスコート（知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所知的財産部）への訪問では、知的財産高等裁判所所長へのご挨拶、法廷見学、知的財産高等裁判所第3部の中平健部総括判事及び水野正則判事（本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員）による概要説明と質疑応答、東京地方裁判所民事第47部の細井直彰判事による講義（「知的財産事件の審理の進め方」）、及び水野判事及び松尾俊介調査官による講義（「知財調査官制度の紹介と質疑応答」）が実施された。

中平部総括判事及び水野判事には、知的財産高等裁判所の概要についてご説明をいただいたほか、事前に研修参加者から寄せられた多数の質問に丁寧に回答していただいた。研修参加者は、日本の裁判所における書証の扱い等についても関心を有している様子であった。

細井判事には、知財事件の審理について、特許権侵害訴訟を中心に講義をしていただいた。知財事件では、損害論についての審理に多大な手間と時間を要することから、日本では、権利侵害が認定できる場合にのみ、損害論について審理に進む「二段階審理」が定着していることや、専門的知見の獲得手段として、特許庁からの出向者

や弁理士出身の裁判所調査官や専門委員を活用していることなどを説明いただいた。また、裁判所における知財調停の活用が近年図られていることなども紹介いただいた。

水野判事及び松尾調査官には、知財調査官制度のご紹介をいただくとともに、具体的な設例を用いて、調査官から専門的知見の提供を受ける様子についてデモンストレーションを実施していただいた。

研修参加者は、特に、日本の裁判所における知財事件の審理方法や専門的知見の確保の方法について強い関心を抱いた様子であった。

6 特許庁訪問

特許庁への訪問では、特許庁の業務などについての説明をしていただき、無効審判手続等についても講義をしていただいた。知財紛争の解決において特許庁が担っている役割について理解が深まったと思われる。

審判廷の見学では、研修参加者が、審判廷のモニターなどの設備面についても関心をもって熱心に質問をする様子が見られた。

7 インドネシア側発表・意見交換

インドネシア側発表・意見交換では、研修参加者に2グループに分かれてもらい、それぞれ、「知財事件における判決書の現状と課題」というテーマでの発表を行ったのち、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員である玉井克哉東京大学名誉教授と両グループの発表を踏まえた意見交換を行った。

いずれのグループも判決書に記載すべき事項については、共通の認識があるようであり、インドネシアの判決書の様式については、概ね統一されていることがうかがわれた。研修参加者によれば、インドネシア最高裁判所長官決定により、判決書の構成の統一化が図られているとのことであった。また、研修参加者からは、民事の判決書には、①「判断の根拠を明確かつ詳細に記載しなければならない」、②「訴えの全てについて判断しなければならない」、③「請求を超えて認容してはならない」という3つの原則があるという紹介がされた。

玉井教授からは、両グループの発表内容を踏まえ、インドネシアの判決書の構成について、ドイツの民事訴訟法の影響を受けていることなどが影響して、日本の判決書と共に多くの部分が多いのではないかという分析をいただいたほか、要件事実や主張立証責任について、日本や米国の裁判実務における考え方をわかりやすく説明をしていただき、インドネシアにおいても要件事実や主張立証責任という考え方があるのかという点などについて、研修参加者との意見交換が実施された。

インドネシア側の発表と意見交換を通じて、インドネシアの判決書について知ることができた。

8 講義「知財事件における和解・調停」

「知財事件における和解・調停」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員である林いづみ弁護士（桜坂法律事務所）を講師に迎え、日本の知財事件における紛争解決手段について講義をしていただいた。

研修参加者との双方向的なやり取りを交えながら、裁判所における紛争解決手続のほか、裁判外の紛争解決手段（ADR）について幅広くご説明をいただいた。

研修参加者には、日本においては、知財紛争の解決手続に多くのバリュエーションが用意されていることが理解していただけたものと思われる。

9 日本知的財産仲裁センター訪問

日本知的財産仲裁センターへの訪問では、山口祐司弁護士（大野総合法律事務所）及び杉山一郎弁護士（篠崎・進士法律事務所）に同センターの概要について説明をしていただいたほか、日本とインドネシアの仲裁法の比較やADRでの解決に適している事件の特徴などについて講義をしていただいた。

研修参加者からは、裁判所以外の機関において成立した調停に執行力が生じるのかという点などについて質問がされた。研修参加者には、ADRによる解決の利点を学んでいただけたものと思われる。

10 事例研究「知財事件における判決書の在り方」

事例研究「知財事件における判決書の在り方」では、裁判官出身の國井陽平インドネシア長期派遣専門家、志摩教官及び当職において、日本の判決書について冒頭に説明を行った。その後、研修参加者を複数のグループに分け、東京地方裁判所の判決を題材とした事例研究を行った。

日本の知財事件の判決書については、一部の研修参加者からは、かなり詳細な記載がされていて長い印象がある感想が出たが、争点に対して、必要な判断が緻密に示されていると感じるという意見も出された。

研修参加者からは、インドネシアの判決書では、2014年頃に、争点に対する判断を簡潔に記載するという様式が用いられたことがあるが、2019年頃に方針が転換され、かなり詳細な判決書を作成するようになったことの紹介があり、あまり重要な証人の証言についても詳細な記載をするなど、不必要的記載が生じていると感じるという意見が出た。

日本の裁判所では、証人については、争点の判断に必要と思われる者のみを採用しているという説明をしたところ、インドネシアでは、原則として、当事者が申し出た証人は全て採用されており、重要でないと思われる証言であっても、判決書に記載をしないと証言内容が判決書に反映されていないという批判が当事者から出るため、判決書に記載することが多いとの説明がされた。

事例研究及び意見交換を通じて、証人の採否などの審理の進め方の違いによって、

判決書の内容に影響が生じていることが相互に認識でき、大変興味深く感じられた。

1.1 講義「日本の知財紛争の現状と将来」

「日本の知財紛争の現状と将来」では、元知的財産高等裁判所所長の清水節弁護士（柳田国際法律事務所）を講師に迎え、知財紛争を扱う裁判官の育成方法、調査官や専門委員の活用による専門的知見の獲得、及び知財訴訟における裁判所での和解等について講義をしていただいた。

日本の知財訴訟では、裁判所が心証を開示した上で、多くの事件で和解による解決が図られているという説明がされると、研修参加者は、裁判所が心証開示を積極的に行っていることに強い関心が抱いた様子であった。

第4 おわりに

本研修では、講師の方々に様々な知財事件の解決手続について講義をしていただくとともに、事例研究や意見交換を通じて、判決書の在り方についての理解も相互に深まったように感じられる。

研修参加者は、研修全体を通じて、熱心に取り組んでおり、研修参加者からは、インドネシアでの調査官制度や専門委員制度の導入について積極的に考えていきたい、裁判所が心証を開示して和解を勧告するという運用にも強い関心を抱いたなどといった感想も出るなど、本研修を通じて、インドネシアの知財紛争の解決手続の改善への意欲も高まったものと思われる。

本研修は、その目的を十分に達成することができた。これはひとえに、ご協力いただいた講師の方々及び関係機関の皆様の多大なるご尽力の賜である。この場を借りて、心から感謝申し上げたい。



【集合写真】



【講義「知財事件における和解・調停」の様子】



【事例研究・グループディスカッションの様子】

インドネシア法整備支援第20回本邦研修(研修員名簿)

1	イワン アンゴロ ワルシタ Mr. Iwan Anggoro Warsita 西ジャカルタ地方裁判所副所長
2	エリユリタ Ms. Eliyurita メダン地方裁判所判事
3	マウリア マルトゥエンティ イネ Ms. Maulia Martwenty Ine ドウマイ地方裁判所所長
4	ジェニ ヌグラハ ジュリス Mr. Jeni Nugraha Djulis パンカルビナン地方裁判所所長
5	ロサナ クスマ ヒダヤ Ms. Rosana Kesuma Hidayah 中央ジャカルタ地方裁判所判事
6	ヌリストア スルヤワティ Ms. Noerista Suryawati スマラン地方裁判所判事
7	サムシダル ナワウイ Ms. Samsidar Nawawi マカッサル地方裁判所判事
8	ウングル プラユド サトリヨ Mr. Unggul Prayudho Satriyo 判事・最高裁判事補佐
9	リスタンティ ラヒム Ms. Ristanti Rahim スラバヤ地方裁判所判事
10	ドウイ スギアルト Mr. Dwi Sugiarto 判事・最高裁判事補佐
11	エラ ヌルラエラ Ms. Ela Nuraela 判事・最高裁判事補佐
12	イルマ マルディアナ Ms. Irma Mardiana 判事・最高裁判事補佐
13	ニ カデ スサンティアニ Ms. Ni Kadek Susantiani 中央ジャカルタ地方裁判所判事
14	イスム バハイドゥリ フエブリ クルニア Mr. Ismu Bahaiduri Febri Kurnia 判事・最高裁判事補佐
15	ホラスマン ポリス イファン Mr. Horasman Boris Ivan 判事・最高裁判所監督官付

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor

佐々木 康平(SASAKI Kohei)、志摩 祐介(SHIMA Yusuke)

樋口 瑞惟(HIGUCHI Rui)

国際専門官 / International Affairs Officer

高橋 尚吾(TAKAHASHI Syogo)

インドネシア法整備支援第20回本邦研修日程表
 【担当教官:佐々木教官、志摩教官、樋口教官 担当専門官:高橋専門官】

※TIC:JICA東京センター、IJC:国際法務総合センター

月 日	曜 日						備考
7 ／ 13	日	入国					
7 ／ 14	月	10:00 JICAブリーフィング	12:00 TIC	14:00 ICDオリエンテーション	14:30 TIC	15:00 【講義】導入講義 ICD教官 佐々木康平	17:00 TIC泊
7 ／ 15	火	10:00 【講義】日本の判例・総論 ICD教官 志摩祐介	12:00 JICA市ヶ谷	14:00 【講義】商標法と判例の展開 平井佑希 弁護士		17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
7 ／ 16	水	10:00 【講義】著作権法と判例の展開 平井佑希 弁護士	12:00 JICA市ヶ谷	14:00 【講義】知財紛争における損害算定と判例の展開 高部真規子 弁護士(元知財高裁所長)		17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
7 ／ 17	木	10:00 【訪問】裁判所(知的財産高等裁判所又は東京地裁知財部)	12:00 裁判所	14:00 【講義・意見交換】知財事件の審理における実務上の工夫、調査官制度 知財高裁裁判官又は東京地裁裁判官等		17:00 裁判所	TIC泊
7 ／ 18	金	10:00 【訪問・講義・意見交換】特許庁	12:00 特許庁	14:00 【インドネシア側発表・意見交換】知財事件における判決書の現状と課題 玉井克哉 教授(東京大学)、ICD教官、現地専門家		16:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
7 ／ 19	土	休務日					TIC泊
7 ／ 20	日	休務日					TIC泊
7 ／ 21	月	休務日(海の日)					TIC泊
7 ／ 22	火	10:00 【講義】知財事件における和解・調停 林いづみ 弁護士	12:00 JICA市ヶ谷	14:00 【訪問・講義・意見交換】日本知的財産仲裁センター		16:00 弁理士会館	TIC泊
7 ／ 23	水	9:30 【講義・事例研究】知財事件における判決書の在り方 ICD教官、現地専門家	12:00 赤れんが	12:30 所長主催意見交換会・写真撮影 法総研所長	14:00 【講演】日本の知財紛争の現状と将来 法曹会館 清水節 弁護士(元知財高裁所長)	15:00 赤れんが	17:00 TIC泊
7 ／ 24	木	10:00 総括質疑・意見交換 ICD教官、現地専門家	11:00 IJC	11:00 評価会・修了式 IJC	12:00 IJC	(書類整理)	TIC泊
7 ／ 25	金	出国					